

《普通徴収切替理由書について》

日頃より、立川市の税務行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
東京都と都内全62市区町村では、平成29年度より、特別徴収（従業員の方の住民税を給与から差し引いて自治体に納付する）の徹底のため、全事業主の方を特別徴収義務者として指定しています。原則、すべての従業員の方（アルバイト、パート含む）が特別徴収の対象となりますが、以下の基準に該当する場合、給与支払報告書の提出に併せて「普通徴収切替理由書」を提出することで、普通徴収が認められます。

○普通徴収を認める基準

符号	基準
普A	総従業員数が2人以下 (他の市区町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当し普通徴収とする対象者を除いた従業員数)
普B	他の事業所で特別徴収
普C	給与が少なく税額が引けない(年間給与支払額が100万円以下の者など)
普D	給与の支払が不定期な者(例:給与の支払が毎月でない)
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで)及び休職者

上記の基準に該当し、普通徴収とする場合は「給与支払報告書(個人別明細書)」の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記載し、「普通徴収切替理由書」には、該当する基準に当てはまる人数を記載し、「給与支払報告書」と「普通徴収切替理由書」を併せてご提出ください。

※普通徴収切替理由書の提出がない場合は、原則、特別徴収対象者となります。

(eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、「普通徴収切替理由書」の提出を省略することができます。eLTAXを利用して提出する給与支払報告書の中で普通徴収とするものは、個人別明細書の「普通徴収」項目を必ず入力してください)

◆ご注意◆

- 給与所得に係る市民税・都民税は、すべての給与収入を合算して税額を計算し、特別徴収します。(地方税法第321条の3)
- 給与所得にかかる市民税・都民税は、徴収方法を二通りにする(主たる給与は特別徴収し、従たる給与は普通徴収とする)ことはできません。

【提出先】 〒190-8666

東京都立川市泉町1156番地の9

立川市役所財務部課税課市民税係 (代)042-523-2111(内線1206、1207)

普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))

市区町村名	立川市	指定番号	
事業所名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収	人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間給与支払額が100万円以下の者など)	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末まで)及び休職者	人
合	計(符号A～符号Fの合計人数)	人

普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記載してください。

「普通徴収切替理由書」の提出がない場合は、原則、特別徴収対象者となります。

給与所得に係る住民税は、すべての給与収入を合算して税額を計算し、特別徴収します。「普通徴収切替理由書」を提出していただいても、給与所得に係る住民税を二通りの徴収方法(一方を特別徴収、一方を普通徴収(個人納付))とすることはできません。

切り取ってご使用ください